

総務課

環境再生・資源循環局の組織



環境省

令和7年7月機構図

環境再生・資源循環局 局長

次長

審議官

総務課

- 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する総合調整
- 環境の保全に関する基本的な政策の企画立案・推進（資源の循環利用等に係るものに限り）
- 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること 他

循環型社会推進室

- 循環型社会形成推進基本計画及び循環型社会白書の作成に関すること
- 循環産業の国際展開に関すること

資源循環課

- 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関する事務のうち、廃棄物の再生に関すること
- 再資源化事業等の高度化の推進に関すること
- 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び基準等に関すること
- 資源の循環利用等を目的とする事務及び事業に関すること（総務課、廃棄物適正処理推進課及び審議官の所掌に属するものを除く）

資源循環ビジネス推進室

- 循環資源の循環的な利用の促進に関する事業者の活動の促進に関する事務
- 循環資源の循環的な利用等の観点からの環境金融の推進に係る政策の企画及び立案並びに推進に関する事務

資源循環制度推進室

- 家電リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び小型家電リサイクル法の施行

容器包装・プラスチック資源循環室

- 容器包装廃棄物等の排出抑制及び再商品化等の促進に関すること
- プラスチック使用製品廃棄物等の排出抑制及び再資源化等の促進に関すること

廃棄物適正処理推進課

- 一般廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること（災害廃棄物の適正処理及び処理基準を除く）
- 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準及び規制等
- 所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括 他

浄化槽推進室

- 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること

放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室

- 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理に係る事業の企画立案に関すること

放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室

- 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理に係る事業の推進に関すること

廃棄物規制担当参事官室

- 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること
- 産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること（PCB、支障の除去を除く）
- 廃棄物の処理に関する基準に関すること（資源循環課の所掌に属するものを除く） 他

環境再生担当参事官室

- 環境の保全に関する基本的な政策の企画立案・推進（原子力災害からの環境の再生に関することに限り）
- 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（原子力災害からの環境の再生に関することに限り）
- 所掌事務に関する原子力災害からの環境の再生に係る技術の総括に関すること

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

- PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関すること

不法投棄原状回復事業対策室

- 不法投棄の原状回復に関すること

災害廃棄物対策室

- 災害廃棄物の適正処理に関すること

福島環境再生事業監理室

- 原子力災害からの環境の再生に関すること

復興再生利用・最終処分戦略担当参事官室

- 除去土壌等の復興再生利用・最終処分に係る制度の企画立案に関すること

福島再生・未来志向プロジェクト推進室

- 環境再生施策への国民理解等に資する取組の推進
- 環境再生に係る国際協力・広報施策への国民理解等に資する取組の推進

復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官室

- 除去土壌等の復興再生利用・最終処分に係る事業の推進に関すること

復興再生利用・最終処分規制審査企画官

- 除去土壌等の復興再生利用・最終処分に係る基準の策定及び当該基準への適合性に係る審査に関すること

【参考】令和7年 環境再生・資源循環局組織再編について (循環経済への移行加速化に向けて)

- 環境省においては、令和7年7月を以て、大幅な組織改編を行った。
- 廃棄物規制課が所管してきた、再資源化事業等高度化法や廃棄物処理業の振興等の業界の所管に関する部分と、リサイクル推進室が担当してきた、各種リサイクル法に係る業務等を、**新たに「資源循環課」にて一体的に実施。**
- また、従前廃棄物規制課が担当してきた産業廃棄物の規制に係る事項は「**廃棄物規制担当参事官**」の下で所管。
- これにより、**資源循環に関する施策の所管課を一元化**し、事業者や自治体における**様々な取り組みを強力に支援**していく。

現行

総務課（政令）

制度企画室（訓令）

循環型社会推進室（省令・充て職）

国際資源循環企画官（訓令）

リサイクル推進室（省令）

資源循環ビジネス推進室（訓令）（R6年7月）

- ・ 資源の循環的利用に関する事業者の活動の促進（動静脈連携の促進など）
- ・ 資源循環の観点からの環境金融の推進
- ・ 自動車リサ法、小電リサ法、家電リサ法施行等

容器包装・プラスチック資源循環室（訓令）

- ・ 容器包装リサ法、プラ法の施行

廃棄物規制課（政令）

- ・ 産業廃棄物に関すること
- ・ 廃棄物処理業の振興 等

廃棄物適正処理推進課（政令）

浄化槽推進室（省令）

再編後（R7.7.1から）

総務課（政令）

制度企画室（訓令）

資源循環制度企画官（訓令・充て職）

循環型社会推進室（省令・充て職）

国際資源循環調整官（訓令・充て職）

廃棄物適正処理推進課（政令）

浄化槽推進室（省令）

新設

資源循環課（政令）

- ・ 資源循環を目的とする事務及び事業
- ・ 資源の再利用の促進に関する基準・規制
- ・ 再資源化事業の高度化の推進（高度化法の施行）
- ・ 廃棄物処理業の振興 等 ※資源循環自治体フォーラム

資源循環ビジネス推進室（訓令）

- ・ 資源の循環的利用に関する事業者の活動の促進
- ・ 資源循環の観点からの環境金融の推進
※資源循環ネットワーク・拠点の構築について

資源循環制度推進室（訓令）

- ・ 自動車リサ法、小電リサ法、家電リサ法、建設リサ法施行
※自動車再生プラ産官学コンソーシアム

容器包装・プラスチック資源循環室（訓令）

- ・ 容器包装リサ法、プラ法の施行

地域資源循環企画官（訓令・充て職）

- ・ リユース、食ロス・食リ、ファッション、紙おむつ

廃棄物規制担当参事官（政令）

- ・ 産業廃棄物に関すること 等

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化に向けた取組

（環境省令和6年度補正予算・令和7年度予算関連）

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、廃棄物を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながるものであり、気候変動や生物多様性の保全といった環境課題の解決に加え、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力強化、経済安全保障の確保にも貢献する。第五次循環型社会形成推進基本計画の下、国家戦略として、「循環経済への移行加速化パッケージ」に基づき政府一体で取組を推進する。

（１）地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

地域の特性を生かした循環資源や再生可能資源の徹底活用により、地域や社会に様々な付加価値を創出するとともに、リユース、リペア、リースなど多様な選択肢を活用できる環境を整備することにより行動・ライフスタイルの転換を促し、資源循環にも資する豊かな地域や暮らし、ウェルビーイングを実現する。

（施策例）

- ・ 地域資源循環促進を底上げする自治体CE診断・中核人材育成事業等（地域の資源循環促進支援事業）
… 2 億円(R6補正)、1 億円(R7)
- ・ 地産地消型資源循環加速化事業 … 20億円(R6補正)
- ・ 廃棄物処理システムにおける地域脱炭素・資源循環モデル構築（家庭用廃食油の回収促進含む）
（脱炭素型資源循環設備導入・実証の一部） … 4 億円(R7)
- ・ 市町村のリサイクル設備投資支援（一般廃棄物処理施設の整備の一部） … 180億円(R6補正)、100億円(R7当初)
- ・ 地域共生型廃棄物発電等導入促進事業 … 17億円(R7)
- ・ 太陽光パネル・小型家電等の循環資源利用高度化の促進 … 4 億円(R7)
- ・ 脱炭素型資源循環設備導入・実証 … 17億円(R6補正)、83億円(R7)
- ・ 先進的な資源循環投資促進事業 … 150億円(R7)
- ・ 食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環、リユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援 … 2 億円(R6補正)、9 億円(R7)
- ・ 地域脱炭素推進交付金 … 365億円の内数(R6補正)、385億円の内数(R7)

（２）国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

国際的な課題である循環経済への移行をコストではなく経済成長の機会と捉え、資源循環の高度化に向けて、製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクルに携わる資源循環業の事業者間連携やイノベーションを促進する。さらに、国内の循環資源はもとより、海外の循環資源も取り込むことを念頭に、高度な資源循環ネットワークを構築する。

（施策例）

- ・再資源化事業等高度化法の活用による事業者間連携の推進 …… 2 億円(R6補正)、2 億円(R7)
- ・自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業 …… 10 億円(R6補正)
- ・脱炭素型資源循環設備導入・実証（再掲） …… 17 億円(R6補正)、83 億円(R7)
- ・先進的な資源循環投資促進事業（再掲） …… 150 億円(R7)
- ・資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査事業（全国12カ所） …… 10 億円(R6補正)
- ・環境対策が不十分なヤード対応等の推進 …… 1 億円(R6補正)、2 億円(R7)
- ・ASEAN各国のE-Wasteの適正な回収・リサイクルへの協力の促進(国際資源循環促進事業の一部) …… 1 億円(R7)
- ・廃棄物の輸出入適正化の推進 …… 0.5 億円(R6補正)、2 億円(R7)
- ・アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成促進事業 …… 10 億円(R6補正)
- ・【制度】使用済太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的対応の検討
- ・【税制】再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置の新設等（法人税、固定資産税）

（３）資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

2000年から循環型社会形成推進基本法の制定を含め世界に先駆けて循環型社会づくりに取り組んできたわが国が、その経験を活かして、循環経済のルール形成等で貢献し、今後欧米のみならずアジア諸国なども視野に、拡大する循環経済市場への我が国企業の参入を後押しする。また、政府調達を活用してマーケットの創出に取り組む。

（施策例）

- ・企業の循環性情報開示スキームの開発及び循環経済に関する国際合意形成推進 …… 1 億円(R7)
- ・【制度】グリーン購入法基本方針における特定調達品目の判断の基準等の見直し

事 項	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	令和6年度 補正予算額
1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進～時代の要請への対応～			
1-1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築			
(1) 自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる資本に対する投資の拡大			
・太陽光パネル、小型家電等の循環資源利用高度化の促進【一部エネ特】	4	3	0
・再資源化事業等高度化法の活用による事業者間連携の推進	2	0	2
・先進的な資源循環投資促進事業【GX】	150	50	0
・脱炭素型資源循環設備導入・実証【エネ特】	83	84	17
・自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業	0	0	10
・資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査事業	0	0	10
(2) グリーン製品・サービスの高付加価値化、バリューチェーン全体での環境負荷低減、経済全体のグリーン化			
・企業の循環性情報公開スキームの開発及び循環経済に関する国際合意形成推進	1	0.6	0
1-2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上			
(2) 自立・分散型の国土構造の推進			
・地域共生型廃棄物発電等導入促進事業【エネ特】	17	0	0
1-3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり			
(1) 地域の環境課題と経済・社会的課題の同時解決			
・「脱炭素×復興まちづくり」の推進【エネ特】	5	5	0
・地産地消型資源循環加速化事業	0	0	20
・地域の資源循環促進支援事業	1	0.1	2
1-5. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献			
(1) 国際的なルール作りへの貢献			
・企業の循環性情報公開スキームの開発及び循環経済に関する国際合意形成推進（再掲）	1	0.6	0
(2) 環境分野における途上国支援、我が国の取組の海外展開			
・アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成促進（TICAD9）、我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進（国際資源循環促進事業の一部）	6の内数	6の内数	10
(3) 経済安全保障への対応			
・先進的な資源循環投資促進事業【GX】（再掲）	150	50	0
・脱炭素型資源循環設備導入・実証【エネ特】（再掲）	83	84	17
2. 公害や災害を乗り越え、地域が共生する社会に向けた取組～不変の原点の追求～			
2-1. 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現			
(1) 人の命と環境を守る基盤的な取組			
・一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	526	495	1,006
・浄化槽の整備【一部エネ特】	104	104	5
・リチウム蓄電池等処理困難物適正処理対策検討業務	0.8	0.5	0
・環境対策が不十分なヤード対応等の推進	2	2	1
・PCB廃棄物の適正な処理の推進等	29	35	42
(2) 心豊かな暮らしの実現に向けた良好な環境の創出、ライフスタイルの変革			
・食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環、リユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援	9	8	2
2-2. 東日本大震災、能登半島地震からの復興・創生及び今後の大規模災害への備え			
(1) 東日本大震災からの復興・創生			
・中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌の再生利用・理解醸成の推進等【復興特】	1,045	1,008	0
・除去土壌等の適正管理及び原状回復等の実施【復興特】	159	150	0
・特定復興再生拠点区域の整備に必要な除染等の実施【復興特】	199	370	0
・特定帰還居住区域の整備に必要な除染等の実施【復興特】	620	450	0
・放射性物質汚染廃棄物の処理等【復興特】	413	407	0
・「脱炭素×復興まちづくり」の推進【エネ特】（再掲）	5	5	0
(2) 能登半島地震からの創造的復興			
・能登半島地震・豪雨等における家屋解体・災害廃棄物の処理等支援	0	0	394
(3) 今後の大規模災害に備えた体制整備			
・一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】（再掲）	526	495	1,006
・浄化槽の整備【一部エネ特】（再掲）	104	104	5
・大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討	3	3	10

経済財政運営と改革の基本方針2025（循環局関連部分抜粋）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（1）GXの推進

サーキュラーエコノミー（循環経済）については、再生材利用拡大と製品の効率的利用を促進する動静脈連携のための制度※や太陽光パネルの廃棄・リサイクル制度の検討、プラスチック・アルミ等の金属の再資源化を含め、研究開発や設備投資の支援を行うとともに、国際協力やルール形成を推進する。

※廃棄物等を海外からも回収・集中処理し、製造業者に高品質な再生材を安定供給する資源循環ネットワークや国内拠点の構築を含む。

地域・暮らしについては、脱炭素先行地域の先進的な取組の全国展開に向けて取り組むとともに、新技術の導入モデルの構築を検討する。インフラ・建物・モビリティ関連分野の脱炭素化、建築物におけるLCA制度の構築、表示ルールの策定による脱炭素型製品・サービスの普及、「デコ活」やリユースの促進に取り組む。

4. 国民の安心・安全の確保

（1）防災・減災・国土強靱化の推進

（防災・減災・国土強靱化の推進）

経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化のため、フェーズフリーな仕組みの活用、上下水道などのインフラ老朽化対策・耐震化の加速化、高規格道路の未整備区間の解消、港湾・空港の防災拠点化等の災害に強い交通ネットワーク構築、無電柱化、大雪対策等を進める。

デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化のため、TEC-FORCE等の国の災害支援体制・機能の拡充・強化、消防・防災DX、防災科学技術の開発・導入等を進める。災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化のため、サプライチェーンの強靱化、土地利用と一体となった減災対策、船舶活用医療提供体制の整備、医療コンテナ活用、歯科巡回診療や被災地の災害医療システム活用等の推進による医療の継続性確保、制度的対応も含めた災害廃棄物処理体制の充実等に取り組む。

（能登半島地震からの復旧・復興及び防災対策の推進等）

令和6年能登半島地震により、石川県を始めとする北陸地方を中心に甚大な被害が発生し、さらに、復興の最中に奥能登豪雨によって二重の被災となったことを踏まえ、引き続き、一日も早い被災者の生活・生業の再建、インフラ等の復旧、公費解体、復興まちづくり計画に基づく事業、災害公営住宅の整備を推進するとともに、文化芸術も含めた能登の創造的復興を支援する。

（6）「世界一安全な日本」の実現

DXを活用した食品のロス削減や寄附を促進する。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（4）戦略的な社会資本整備の推進

（持続可能な土地及び水資源の利用・管理）

健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を進めるとともに、流域治水に加え、発電等の水利用や流域環境の保全・創出に関係者が協働して取り組む流域総合水管理を推進する。生物多様性や景観など多面的な観点で良好な水環境の創出を推進する※。

※併せて、人口減少等の地域の状況を踏まえつつ、浄化槽を含む污水处理施設の利活用に取り組む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（循環局関連部分抜粋）

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の推進

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

（1）官公需における価格転嫁策の強化

① 労務費等の価格転嫁の徹底

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。

④ 的確な発注のための具体的な取組

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（循環局関連部分抜粋）

Ⅲ. 投資立国の実現

3. G X・D Xの着実な推進

（1）G X

③循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現に貢献しつつ、地域を豊かにし、競争力強化や経済安全保障にも資する。「第5次循環型社会形成推進基本計画」や循環経済に関する関係閣僚会議で決定した「循環経済への移行加速化パッケージ」に基づき、以下の取組を通じ、政府一体で循環経済への移行を国家戦略として推進する。

i) 地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

サーキュラーパートナーズを活用し、地域循環モデル構築に向けた実証・実装を進めるとともに、国際標準化や国際連携を進めるための枠組みを設置する。

資源循環自治体フォーラムを活用した自治体・企業・スタートアップ等のマッチングや、これと連携したモデル実証、中核人材育成、技術実証・設備投資の促進、市町村の施設整備等の支援を通じ、資源循環ビジネス創出を支援する。また、官民連携により地域の未利用資源の再資源化等を推進する事業への支援を検討する。

第2次食品ロス削減推進基本方針を踏まえフードテックの促進等を進める。リユース・リペア・シェアリング等の展開支援、繊維・アパレル産業の情報開示や標準化を含めた環境配慮設計の推進等によりサステナブルファッションの取組を進めるとともに、使用済紙おむつの再生利用ガイドラインを改訂する。また、農林漁業循環経済地域を全国に創出し、資源・エネルギーの地産地消を推進するとともに、中高層建築物等への木材利用拡大や改質リグニン等の新素材の技術開発・実証、省力・低コスト造林による再造林の加速化等を通じ、森林資源の循環利用を図る。

加えて、建設廃棄物の水平リサイクルや需要拡大のための取組を推進するとともに、建設発生土の有効利用や適正利用を進める。保健・医療・介護分野における廃棄物をサーキュラーエコノミーに組み込むための検討を進める。持続性・流通性の高い住宅市場の形成及び空家等の適切な管理や活用を図るとともに、インフラ長寿命化のため、予防保全型メンテナンスへの転換を加速化する。

C Eコマースビジネス（シェアリング等の効率的物品利用）を促進する。リユース市場拡大に向け、ビジネスモデル創出、適正業者の発展等の環境整備に取り組む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（循環局関連部分抜粋）

ii) 国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

再生材の利用拡大を図る計画策定や定期報告の義務付けや、トップランナー認定制度の創設に取り組むとともに、再生材利用や環境配慮設計の促進に必要な技術開発・設備投資を進め、効率的な回収・選別システムの構築と制度見直しを検討する。

使用済太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための制度を検討するとともに、環境整備を進める。製造業等と資源循環業の先進的な連携事業を創出し、再資源化事業の高度化に向けた技術開発・設備投資を促進する。自動車製造業への再生プラスチックの安定供給を実現するための検討を産官学連携により進める。

ウラノス・エコシステムにおける取組の中で、化学物質管理を行うシステムを2025年度から段階的に社会実装し、ユースケースの拡大に向けた検討を進める。

資源循環業から製造業への再生材供給サプライチェーン強靱化に取り組む。資源循環ネットワーク・拠点の戦略的構築のため、拠点港湾の選定・整備を進めるとともに、立地や物流の合理化・効率化を後押しする制度的措置の検討を進める。金属スクラップ等を不適正に保管・処理するヤードに対する規制を強化する。

ASEAN の電子スクラップ等のリサイクル法令整備等を支援し、我が国でのリサイクル事業の拡大につなげる。同様の協力枠組みを自動車や蓄電池等に拡大することを目指す。

資源循環業界と連携し、資源循環の高度化を進めるための担い手及び高度人材確保に取り組み、同分野を育成就労制度・特定技能制度の対象とする検討を進める。

民間金融機関や、日本政策投資銀行、国際協力銀行、脱炭素化支援機構（JICN）等と連携し、循環経済への移行に向けた民間投資の促進を図る。

WBCSD によるグローバル循環プロトコル（GCP）の年内の開発に日本企業の強みを適切に反映する観点も踏まえつつ貢献する。翌年以降の改定に向け、セクター別情報開示ガイダンスの草案等の開発を進め、国際標準化戦略を本年度中に策定する。

地方創生2.0基本構想（循環局関連部分抜粋）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

⑧災害から地方を守るための国を挙げた防災力強化

ii. ソフト・ハードを組み合わせた地域防災力の強化

ソフト・ハードを組み合わせた総合的な事前防災を推進する。具体的には、災害に強いまちづくりや密集市街地の改善、流域治水の推進のほか、自衛隊員や消防職団員、大工等の担い手の確保や建設業者の災害即応力向上といった人材面の対応、気象情報の高度化、気象防災アドバイザーの活用等きめ細かな解説による地方公共団体等の防災対応支援、災害時の支援ネットワークの構築と被災地における迅速な救助・救援活動を可能にするための空港・港湾の広域防災拠点化、災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理のための廃棄物処理システムの強靱化等を進める。

（2）稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

①施策の「新結合」：多様な地域資源の一体的な高付加価値化

iv. 地域資源の高付加価値化の取組の強化

（循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行（廃棄物等の活用））

循環経済への移行により、廃棄物等を地域資源として活用し付加価値創出等を進めるため、先進技術の実装支援等により広域的な廃棄物等の回収や再生材の安定供給を行う新たな資源循環ネットワーク・拠点を構築する。さらに、「資源循環自治体フォーラム」の創設による地方公共団体・企業・スタートアップ等のマッチングや、これと連携した人材育成、技術実証・設備投資支援等を通じた地方のビジネス創出を進める。また、農山漁村のバイオマス資源や里山広葉樹材の活用、資源を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備等も進め、関係府省庁の施策を統合したパッケージにより、地域の資源循環の実現を総合的に推進する。

【当面の目標：先進技術の実装等の高度な資源循環事業を3年で100件以上認定】

（5）広域リージョン連携

③広域連携でのインフラ管理の推進

能登半島地震や埼玉県八潮市での道路陥没事故の被害等を踏まえ、業務共通化や情報整備・管理の標準化の推進等により、地方公共団体間の広域的な連携による効率的なインフラの維持管理・経営等※を目指す。

※浄化槽の適切な利活用も含む。

第2回循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議

- 令和6年12月27日（金）に第2回循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議を開催（石破総理大臣も出席）。「循環経済への移行加速化パッケージ」をとりまとめ。

令和6年7月30日 第1回循環経済に関する関係閣僚会議

開催結果

- ・第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承
- ・関係府省庁の取組状況と今後の方向性を確認
- ・総理から、各府省庁に対して、取組を具体化した政策パッケージを年内にとりまとめるよう指示

令和6年12月27日 第2回循環経済に関する関係閣僚会議

開催結果

- ・「循環経済への移行加速化パッケージ」を会議決定。
- ・総理から、各府省庁に対して、政策パッケージの速やかに実行するよう指示。
また、本閣僚会議が今後とも司令塔となって、国家戦略として循環経済への移行を推し進めるとご発言。



会議構成員

- 議長：内閣官房長官
- 副議長：経済産業大臣、環境大臣
- 構成員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、農林水産大臣、国土交通大臣

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 環境制約、資源制約の高まりの中、EUのみならず、世界レベルで循環経済への移行が加速化。再生材への需要が増加し、素材・製品産業の競争力は、「品質＋価格＋再生材」にシフト。
- 日本の廃棄物処理・リサイクル業は小規模分散。製造業との間で再生材の質・量ともに需給ギャップにより、リサイクル原料が焼却・埋立、海外輸出されている。
- 我が国として、循環経済への移行に国家戦略として取り組むことが急務
- UNEP国際資源パネルは、世界の天然資源の採取と加工が、温室効果ガス排出量の要因の55%以上、生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%以上を占めていると指摘。
※循環経済（サーキュラーエコノミー）は脱炭素社会の実現及び自然資本の持続性確保のソリューション。

EU

- 循環経済の取組が加速化し、制度・規制等も次々と導入。
- 重要鉱物のサプライチェーン強化が活性化、EU域内での資源循環を強化。

バリューチェーン別の規制

廃自動車（ELV）改正規則案（2023年発表）

➢再生プラ25%使用義務化案等

バッテリー規則（2023年施行）

➢廃バッテリーの回収義務化、バッテリー製造時の再生材利用の義務化等

エコデザイン規則（2024年施行）

➢各製品の設計ガイドスによる循環性製品の明確化
➢デジタル製品パスポートを通じたトレーサビリティの確保
➢売れ残った繊維製品・履物の廃棄を禁止

輸出入規制

廃棄物輸送規則改正（2024年施行）により、EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化。

情報開示義務化

企業持続性報告指令（CSRD）により資源循環の情報開示義務化（2024年施行）。EU域外の企業への対象拡大を予定。

ASEAN諸国

- 東南アジアでは、電気電子機器廃棄物（E-waste）の回収・処理等に関する法令整備が不十分であり、インフォーマルセクター等による不適正な処理やリサイクルによる環境汚染が深刻な問題。
- ASEANでは近年E-wasteの発生量が急増し、2016年時点で発生推計量が日本国内の発生量を超えた。今後増加が予想される。

日本

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約38兆円）

焼却処理等

焼却 約472万トン

衣類：

焼却・埋立 45万トン
※排出される衣類の95%

プラスチック：

焼却 約510万トン（廃プラの約7割）

海外輸出

金属：

鉄スクラップ 685万トン
銅スクラップ 39万トン
アルミスクラップ 47万トン

プラスチック

約125万トン（再生プラの約75%）

廃食油：

約12万トン（回収量の約3割）

（注）数字は年間の値

廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につなげる
経済社会システムへの転換が必要

グローバル企業

- 世界的な企業でもブランド価値向上の観点から再生材を利用する動きが加速。
- 自社製品の回収を進めることで、自社サプライチェーン内での再生材の資源循環を強化。

アップル

再生材・再生利用可能材料のみを利用した製品製造を目指す。製品の9割を占める14品目の再生利用を推進。既にMacBookやAppleWatchの特定ラインは再生アルミ100%。

Microsoft

2030年までに「廃棄物ゼロ」、2030年にはデバイス自体を100%リサイクル可能にすることを目指す。

ルノー・グループ（自動車）

車両の70%以上にプラスチック廃材などを材料としたリサイクル素材を使用し、95%をリサイクル可能とした、循環型経済に貢献する新モデルを発表。

パタゴニア（アパレル）

2025年までに再生材、再生可能な原料のみを使用。

資源ナショナリズムの動き

- 化石資源と同様、鉱物資源もレアメタル・ベースメタルの別なく地域的に偏在。特定の国への依存度が高いため、特定の国の供給ショックが全世界の需給に大きく影響する構造。
- こうした構造を逆手にとって、資源保有国では資源ナショナリズム的な動きが活発化。

中国

2015年からレアアースに対する輸出許可制を導入。

インドネシア

2020年にニッケル鉱石の輸出禁止措置を導入。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージの基本的な考え方

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながるもの
- 気候変動や生物多様性の保全といった環境課題の解決に加え、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力強化、経済安全保障の確保にも貢献
- 循環型社会形成推進基本計画の下、国家戦略として政府一体となり推進

廃棄物等の再資源化例

- ・ 家電、パソコン等の小型家電、蓄電池等（都市鉱山）から金・銀・銅やレアメタル等の金属を回収し、再資源化
- ・ プラスチックを回収し、再度プラスチックとして再資源化
※ペットボトルをペットボトルに水平リサイクルする等
※世界で自動車製造において再生プラスチック活用の動き
- ・ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の建設廃棄物の再資源化
- ・ 農山漁村のバイオマス資源（木材、農作物非食用部、家畜排せつ物等）を徹底活用
- ・ 下水汚泥からリンを回収し、肥料化
- ・ 商慣習見直しや食品寄附促進等の食品ロス削減の推進・食品循環資源の飼料化・肥料化
- ・ 廃棄物焼却時に発生する熱を利用した発電
- ・ 衣料品のリペア、リユース

循環経済への移行を進め、廃棄物等の再資源化を質・量両面の水準を引き上げることで以下を達成

・ 9割以上が中小事業者であり、全国各地で廃棄物処理・リサイクル
・ 資源循環業として、付加価値を生み出すことで地域経済へ貢献

・ 地域の資源循環のマネージャー兼コーディネーターであり、関係者間の連携・協働を促進して、地域の循環資源を活用した取組を創出

廃棄物処理・
リサイクル業者

自治体

製造業

国民・消費者

・ 環境配慮設計、再生材の使いこなしにより、ブランディング力を向上させ、グローバルな競争力を強化

・ 3R+Renewable、分別排出の徹底など、資源循環に配慮したライフスタイルに積極的に関与し、循環型社会づくりに貢献

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ 概要

地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

地域の再生可能資源の徹底活用

- 国民各層における資源循環ビジョン・モデルの共有※や地域への実装支援【経産、環境】
※産官学からなるサーキュラーパートナーズの活用や全市町村からなる資源循環自治体フォーラム創設
- レアメタルを含む小型家電など地域の循環資源の回収・再資源化の促進【環境、経産】
- 食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済おむつリサイクルの推進【消費者、農水、経産、環境】
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金等による地方公共団体の取組支援等【地方創生】
- 廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した地域脱炭素の推進【環境】
- 資源循環に資する「地域生活圏」の形成【国交】

農山漁村のバイオマス資源の徹底活用

- 地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援【農水】
- 中高層をはじめとする木造建築の推進や木質系新素材の技術開発の支援【農水、国交】

資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備

- 下水汚泥資源の有効利用の推進、建設リサイクルの高度化【国交、農水】
- 長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進【国交】

循環経済型ビジネスの拡大

- 付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等※の支援【環境、経産】
※新たな売り方（リメイク、アップサイクル、シェアリング等）の促進、電子的なプラットフォームの活用（eコマース等）など
- 大阪万博での「日本版CE」の発信【経産、環境】

国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

資源循環を促進する制度的対応

- 再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築
- 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築

製造業と廃棄物処理・リサイクル業（資源循環業）の連携強化による再生材供給拡大

- 再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化【環境】
- 資源循環分野における外国人材確保【環境】
- 自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアムの形成【環境、経産】
- 事業者間で素材情報等を共有する情報流通プラットフォームの構築支援【経産、環境】

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

- 高度な分離・回収技術やAI導入による高効率な設備等の技術開発・設備導入支援【環境、経産】
- 環境配慮の製品設計等を可能とする技術開発への支援【経産】
- バイオものづくりの社会実装に向けた支援【経産】
- 持続可能な航空燃料(SAF)供給体制の構築促進【経産、国交、環境】
- 廃棄物処理施設を核にCO2等を資源として活用する新たな循環産業の創出【環境】

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- 資源循環ネットワーク・拠点構築に向けたF S事業(全国12カ所)実施や港湾の選定・整備【環境、国交】
- 不適正ヤードへの対応強化等による金属スクラップの不適正な国外流出抑制等【環境、経産】
- ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築【環境、経産】
- アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた廃棄物インフラ輸出機会の創出【環境、国交】

資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

- 資源循環分野での企業の循環性情報開示のスキーム（GCP）等の国際ルール形成を主導【環境】
- 政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援【環境】

■全国各地で発生する廃棄物を循環資源として活用し、さらに、海外で発生する循環資源も取り込むことで、新たな成長を生み出す。

→循環経済関連ビジネス市場規模を2030年までに80兆円に拡大

→全国各地に存在する資源循環業の拡大、地域の課題解決を通じた地方創生、質の高い暮らしの実現

■循環資源を最大限活用し、安定的な再生材供給体制を整え、資源循環型の新しいものづくり・輸出大国の確立に貢献する

制度企画室

6. 太陽光パネル等のリユース・リサイクル・適正処分

太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備については、平成 24 年 7 月から開始した固定価格買取制度の影響もあって導入が急速に進んでおり、2030 年代後半以降に使用済太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、最大 50 万トンに達する見込みである。このため、リユース・リサイクルに最大限取り組むとともに、適正処分を行うことが重要である¹。

平成 24 年度から使用済太陽光発電設備等の撤去、運搬、リユース・リサイクル及び適正処分までの一連の工程に関する試験や調査検討等を行い、平成 28 年 3 月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」を策定し、公表している。その後、内容の見直しを行い、令和 6 年 8 月には第三版を公表するとともに、自治体及び関連事業者等へ本ガイドラインの周知を行っている。また、令和 3 年 5 月には「太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン」を策定した。継続的に高効率な太陽光パネルリサイクル設備に対する補助やリユース・リサイクルに係る実証事業等も実施している。

このほか、令和 2 年 6 月に成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」においては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）の一部改正が行われ、同法の認定を受けて売電を行っている事業用太陽光発電事業（10kW 以上）の認定事業者に対し、事業を終えた太陽光発電設備の解体・廃棄等に係る費用について、原則として外部機関への積立てが義務付けられることとなり、令和 4 年 4 月に施行された。改正法では、併せて、自治体等が廃棄物処理法等の再エネ特措法以外の法律の規定に基づき、行政代執行等によって太陽光発電設備の解体等を行った場合、事後的に当該自治体等が当該積立金を取り戻せる規定を設けている。認定事業者は、廃棄物処理法等に基づき、事業を終えた太陽光発電設備の廃棄等の責任を負うが、本規定は解体等の責務を認定事業者以外に転嫁するとの趣旨ではなく、他の法令の規定及び当該規定の目的に合致する範囲で、認定事業者以外の者が解体等を事実上実施した場合に積立金の取戻しを可能とするとの趣旨である。認定事業者等が積立てに関して遵守を求められる事項の考え方については、資源エネルギー庁より公表されている「廃棄等費用積立ガイドライン」（令和 3 年 9 月公表、令和 7 年 4 月最終改定）を参照いただきたい。

加えて、令和 5 年 4 月に、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設

¹ 使用済太陽光パネルを埋立処分する場合には、管理型最終処分場に埋め立てることが必要である。（「廃棄物規制担当参事官室」．"7. 有害物質等を含む廃棄物の適正管理について"，"（7）使用済太陽光発電設備の廃棄について"．参照）

備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討することを目的として、経済産業省及び環境省が共同で「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を立ち上げ、令和6年1月には中間取りまとめがなされた。

さらに、令和6年9月には、経済産業省及び環境省が合同で、中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 合同会議を立ち上げた。同会議では、「太陽光パネル（モノ）」、「費用（カネ）」、「情報」の各論点に分けて太陽光パネルの適切なリサイクル制度のあり方を審議し、令和7年3月には、報告書「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」を取りまとめた。この報告書を踏まえ、具体的な制度設計について検討を進めるとともに、リサイクルを促進するための環境整備を進めている。

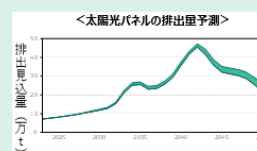
「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」（意見具申）概要

昨年8月に中央環境審議会循環型社会部会に太陽光発電設備リサイクル制度小委員会を設置。同年9月以降、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループとの合同会議で議論を行い、パブリックコメントを経て、本年3月に意見具申を取りまとめ。

意見具申の概要

● 現状

- 2030年代後半以降に使用済太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万トン程度となる。現行法ではリサイクルを義務付けていないため、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれがある。
- FIT/FIP制度では事業者が事業規律の確保等を求めているが、今後増加が見込まれる非FIT/FIP設備への対応や、事業終了後に発生する放置等の不適正管理への懸念についても留意する必要がある。



課 題

- ・ 重量の約6割を占めるガラスの資源循環が進むよう、質の高いリサイクルが必要。また、費用効率的な再資源化には、処理能力の確保と広域的な回収が必要。
- ・ リサイクルより安価な埋立処分が選択され、十分な再資源化が行われていない。
- ・ 再資源化の確実な実施を担保するためには、費用を確保する仕組みが必要。
- ・ 事業終了後の太陽光発電設備の放置や不法投棄の発生が地域で懸念されている。

対応の方向性※

- 一定の技術を有する太陽光パネルの再資源化事業の認定制度を創設し、質の高かつ費用効率的な資源循環を実現。
- 認定事業者への太陽光パネルの引渡し等の実施等を義務付け、確実な再資源化を実施。
- 再資源化費用の納付を製造業者等に義務付けること等により、再資源化に要する費用を確保。
- 上記費用の確保を行うとともに、太陽光発電設備に関する情報や廃棄・リサイクルに関する情報を自治体を含めた関係者間で共有する仕組みを構築し、放置や不法投棄を防止。

※政府においては、本提言を踏まえ、法制的な見地から、具体的な制度設計について検討を深めていくべき。

＜参考資料＞

[1] 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）

https://www.env.go.jp/page_00817.html

[2] 太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン

<http://www.env.go.jp/press/109600.html>

[3] 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会

<https://www.env.go.jp/council/03recycle/yoshi03-16.html>

[4] 廃棄等費用積立ガイドライン

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

循環型社会推進室

1. 循環型社会形成の推進について

(1) 循環型社会形成推進基本計画の策定について

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）第15条の規定に基づき、政府は循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定している。循環基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており、平成30年6月に閣議決定した第四次循環基本計画の見直しの議論を行い、令和6年8月に新たに第五次循環基本計画を策定した。

第五次循環基本計画は、次に示す5つの柱に基づき、循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性、目指すべき循環型社会の将来像、各主体の連携と役割、国の取組、循環型社会形成のための指標及び数値目標について盛り込む構成としている。

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

第五次循環基本計画策定のポイントとして、「循環経済を国家戦略に」と副題を付しており、「循環経済への移行」を国家戦略として明確に位置付けた。循環経済への移行は、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、循環型社会を形成する上での強力なドライビングフォースである。また、循環経済への移行は、気候変動や生物多様性の保全、環境汚染の防止等の社会的課題の解決につながるだけでなく、経済安全保障、産業競争力強化、地方創生、質の高い暮らしの実現によるウェルビーイングの向上にも資するものであり、関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題である。

地方公共団体におかれても、第五次循環基本計画及び本文に記載した「各主体の役割」のうち「地方公共団体に期待される役割」等を踏まえた施策展開をお願いしたい。

<参考資料>

- ・循環型社会形成推進基本計画に関する環境省ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

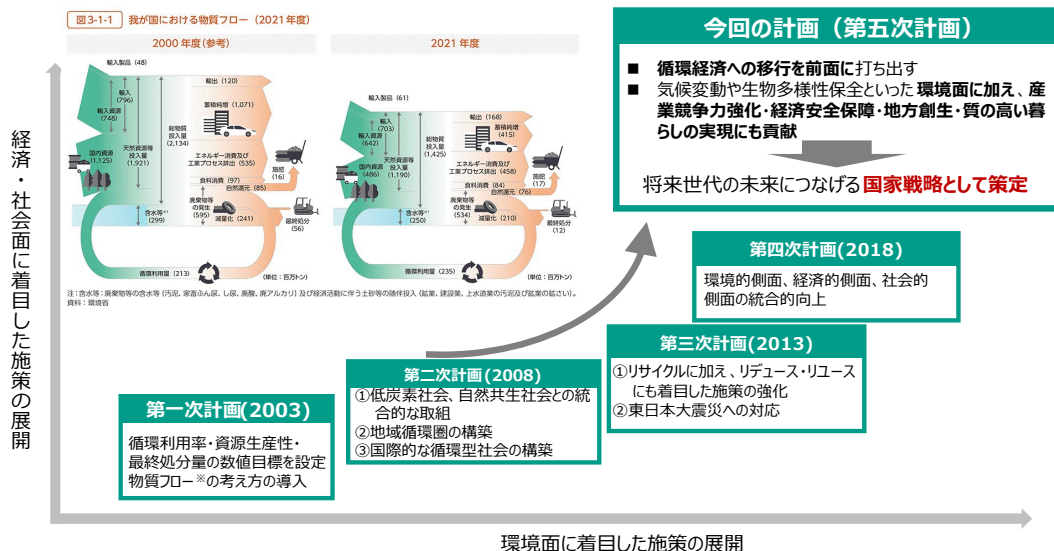
- ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）

・第五次循環型社会形成推進基本計画の概要

第五次循環型社会形成推進基本計画について①

循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは

- 循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。



第五次循環型社会形成推進基本計画について②

改定の背景およびポイント

- 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。
- 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツール。
- こうした認識の下、今回の改定では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。



循環型社会のドライビングフォースである循環経済

ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ

産業競争力強化・経済安全保障

地方創生・質の高い暮らし

我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）



- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

	主な課題・背景	主な政策的対応	実現される将来像
環境制約への対応	気温上昇・種の絶滅が加速	・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策	・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
産業競争力強化・経済安全保障	バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き 世界資源需要増で資源獲得競争、鉱物等資源の価格高騰と供給懸念	・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導 ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化	・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
質の高い暮らし・地方創生	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進 ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換	・地場産業の振興と雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

第五次循環基本計画における国の取組のポイント



地方創生・質の高い暮らし

- ◆ **地域経済の活性化・魅力ある地域づくり・ライフスタイル転換**
 - 地域特性を活かした資源循環モデル創出やネットワーク形成を主導できる中核人材の育成
 - レアメタルを含む小型家電等の回収率向上
 - 「質」を重視した建設リサイクルの推進
 - 農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、下水汚泥資源の肥料活用
 - 長く使える住宅ストックの形成、インフラの長寿命化の推進
 - リユース・リペア等新たなビジネスの展開支援
 - 食品ロス削減、サステナブルファッション推進、使用済紙おむつのリサイクルへの支援

産業競争力強化・経済安全保障

- ◆ **ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大**
（循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年80兆円、2050年120兆円）
 - 再資源化事業等高度化法の円滑な施行や産学官のプラットフォームの活用による製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業の連携強化
 - 廃棄物再資源化への機械化・AI導入等による高度化・供給拡大支援
 - 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築
 - 国内外の資源循環ネットワーク拠点の構築や資源循環の拠点港湾の選定・整備の推進
- ◆ **国際的な資源循環体制を構築することで資源制約を克服**
 - G7等の国際的な場において循環経済のルール形成をリード
 - ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築
 - 金属スクラップの不適正な国外流出を抑制
 - ASEAN諸国等へ廃棄物管理・リサイクル分野の制度・技術等支援、インフラ輸出の促進

ネット・ゼロ
ネイチャーポジティブ

- ◆ 製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能）
- ◆ 天然資源消費量を抑制し地球規模の環境負荷低減

政府全体で一体的に取り組み、循環経済への移行を実現

（２）積極的な情報発信等による行動喚起の促進

循環型社会の形成のためには、企業活動や国民のライフスタイルにおいて 3 R の取組を浸透させ、恒常的な活動や行動として定着させていく必要がある。

そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて 3 R の意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠。今年 6 月に公表した「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」では、令和 6 年 5 月に閣議決定した第六次環境基本計画を踏まえて、「新たな成長」を導くグリーンな経済システムの構築をテーマに、昨今の環境の状況、施策等を交えて概説するとともに、循環型社会の形成に向けた廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状等について記述している。白書は、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>) にも掲載しているので、廃棄物・リサイクル関係法の施行状況や各種データとともに学校やコミュニティなどでの循環型社会形成に向けた地域学習・普及啓発のために御活用願いたい。

国民の取組推進に向けた直接的なアプローチとしては、“限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。” をキーメッセージとしたウェブサイト “Re-Style” (<http://www.re-style.env.go.jp/>) を運用している。

同事業では、循環型社会のライフスタイルを “Re-Style” と提唱し、資源を有効活用することの重要性や 3 R への共感、行動喚起等を目指し、情報発信や、店頭展開などの取組を実施している。

今年度も、引き続き、消費者向け 3 R 行動喚起事業「選ぼう！ 3 R キャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等にて実施する予定である。

2. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

循環経済への移行は、資源効率性・循環性の向上及びこれによる気候変動・生物多様性損失・汚染といった環境問題への対処による自然資本への負荷削減に加え、地域課題の解決と地方創生、再生材の利用拡大等を通じた国際的な産業競争力の強化や資源確保による経済安全保障の強化に資する施策である。2024 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」においても、循環経済への移行が国家戦略と位置づけられるとともに、同年 12 月には、循環経済に関する関係閣僚会議（総理出席、内閣官房長官議長、環境大臣副議長）において、「循環経済への移行加速化パッケージ」が決定された。

ASEAN、「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域等の途上国では、急激な経済成長に伴う廃棄物発生量の増加、及び適正な廃棄物管理インフラの未整備による環境汚染や健康被害が発生、及び最終処分場からのメタンガスの発生や廃棄物の流出等が問題視されている。我が国の有する優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、環境上適正な廃棄物管理及び循環インフラ整備を推進することによって、多様化する環境課題の解決のみならず、産業競争力の向上による経済成長の実現にも貢献していく。

また、世界的な人口増加及び経済発展等に伴い資源需要が拡大する中、鉱物資源の戦略的確保は喫緊の重要課題である。特に、経済発展の著しいアジアなど途上国では、重要鉱物等を含む電気電子機器廃棄物（e-waste）の発生量が増加するとともに、不適正処理による環境汚染が深刻化している。そのため、ASEAN 等の途上国において、適正な e-waste の回収・リサイクルの枠組みを構築するとともに、回収した金属資源を我が国で高効率にリサイクルしてサプライチェーン通じた相互利益のある国際的な資源循環体制を構築し、世界の資源制約を緩和することが重要である。

さらに、「アジア太平洋 3 R・循環経済フォーラム」や「アフリカきれいな街プラットフォーム」など我が国が主導する国際的なプラットフォームを活用し、共通指針の策定等を通じ途上国における循環経済移行や廃棄物管理の取組を促進し、当該地域を中心に我が国の優位性のある廃棄物管理等の需要拡大を進め、循環産業の国際展開・インフラ輸出につなげている。

加えて、ここ数年、欧州を中心に様々なバリューチェーンに関する規制や企業の情報開示等ルールが導入又は提案されており、グローバル企業を中心にバリューチェーンレベルでの循環性向上に関する取組も進んでいる。また、G 7をはじめとする国際場裡において循環経済に関する政策やルールが活発に議論されており、日本が国内における知見を踏まえ、こうした場で国際的なリー

ダーシップを発揮し国際的なルール形成に貢献しつつ、国内の環境課題、経済社会課題に貢献する。

（１） 循環経済・資源効率性に関する国際動向

循環経済の促進は、資源・製品の価値の最大化、資源投入量・消費量の抑制、廃棄物発生量の最小化等につながり、バリューチェーン全体の循環性及び資源効率性の強化は、三つの地球規模の危機への対処に貢献する。このため、G7 含め世界各国が一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行を加速させているところ。

また、平成 27 年の国連サミットにおいて「2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）として 17 の目標（Goal）が設定された。Goal 12（持続可能な消費と生産）では、その細目として「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」等が掲げられており、我が国としても、「SDGs アクションプラン 2023（SDGs 推進本部、2023 年 3 月）」等を踏まえながら、これらの目標達成に向け、取組を加速化する必要がある。

① G7

G7 は、1975 年の設立から 50 年を経た今もなお、グローバルな課題への対応において国際的なパートナーと協力するためのプラットフォームとしての価値を示し続けている。平成 27 年の G7 エルマウサミット（ドイツ）では、首脳宣言において資源効率性が取り上げられ、産業界、公的部門、研究機関、消費者等のステークホルダーが優良事例を共有する場として、「資源効率性のための G7 アライアンス」が設立された。同アライアンスは、議長国が主導してワークショップを開催することとしており、設立以降毎年開催されている。

令和 5 年 4 月に開催された G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合においては、企業の循環経済に関する行動指針を示す「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」が同大臣コミュニケの附属書として採択され、広島サミットにおいて承認された。また、大臣コミュニケでは、重要鉱物等の国際的な回収リサイクルの強化、廃棄物分野の脱炭素化に向けた努力の強化、製品の循環性の測定や情報の流通・活用、循環経済や廃棄物管理に関する国際協力の強化等についても合意された。とりわけ、厳しい環境基準を守りかつ効率的なリサイクルが可能な国において、電気・電子機器等からの重要鉱物等の国内外

のリサイクルの強化に合意ができたことは、脱炭素社会への移行に不可欠な重要鉱物等の供給増とサプライチェーンの環境負荷削減の観点から意義がある。同年 11 月には、G7 及び B7（ビジネスセブン）の共催による初の合同ワークショップを開催し、日本議長のもと、G7・B7 両議長国・団体を代表して環境省松澤地球審議官、経団連野田副会長・環境委員長、また 2024 年 G7 議長国を代表してイタリア 環境・エネルギー安全保障省ガヴァ副大臣等が出席し、CEREP について議論が行われた。

令和 6 年 4 月に行われた G7 トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合においては、同大臣コミュニケの中で、繊維・ファッション循環経済の取り組み強化のため、「循環型繊維・ファッションアジェンダ」を 2024 年末までに策定することが G7 資源効率性アライアンス（ARE）に要請されたほか、CEREP については、指標や情報開示スキーム、デジタルプラットフォームの提供等を通じた実施促進が盛り込まれた。さらに、昨年を引き続き、重要鉱物・原材料の国内及び国際リサイクルの拡大についても明言された。

これを受け、2025 年 12 月 5 日にローマで開催された G7 ARE 会合において、循環型繊維・ファッションに関する G7 アジェンダが策定され、より循環型で持続可能な繊維・ファッション業界への移行のために、グローバルバリューチェーンの 政府、企業、利害関係者、労働者、パートナー間の協力と知識共有を促進することを目的とし、各国や G7 レベルでの自主的な行動を規定した。

令和 7 年 6 月に行われた G7 カナナスキスサミット（カナダ）では、G7 重要鉱物行動計画を採択し、リサイクルを含め、持続可能で信頼性の高い重要鉱物サプライチェーンの構築を目指すことで一致した。

（２）国際的なプラットフォームの活用

① アジア太平洋 3R・循環経済推進フォーラム

「アジア 3R 推進フォーラム」は、アジア・太平洋地域の途上国における廃棄物の適正処理や 3R の推進による循環型社会構築に向けて、各国政府、国際機関等の多様な関係者が協調して取り組む基盤となるべく、平成 21 年に我が国の提唱により設立された。

同フォーラムの下、定期的なハイレベル政策対話の実施、各国の 3R・循環経済プロジェクト実施に資する国際機関の支援などが進められている。

平成 25 年にハノイ（ベトナム）で開催された第 4 回会合では、アジアの持続可能な 3R 目標を明記した「ハノイ 3R 宣言（2013-2023 年）」が採択され、

第8回会合（平成29年）では、アジア・太平洋地域の3Rに関する取組を取りまとめた「アジア・太平洋3R白書」が発表された。第10回会合（令和2年）からはアジア・太平洋地域における循環経済の取組推進を強化すべく、名称を「アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム」に変更された。

令和7年3月にジャイプール（インド）で開催された第12回会合では、アジア諸国及び太平洋島嶼国30カ国の政府、国際機関、民間企業、研究機関、NGOなどから約1000名が参加し、2013年に採択された「ハノイ3R宣言」（2013～2023年）の後継文書として、2025年から2035年の10年間における3R・循環経済関係の目標を定めた「3R・循環経済に関するジャイプール宣言」が採択された。同宣言においては、3Rを中心としたハノイ3R宣言の内容に新たに循環経済に関する内容を追加しており、循環経済に関する基本的な認識等（共通ビジョン）を示すとともに、循環経済への移行を進めるための自主的な13の目標を設定した。また、同宣言の実施の参考資料として、戦略、行動、及び指標等の例を示したガイダンスノートを策定した。併せて、ハノイ3R宣言の進捗を点検するための「3R白書」第2版が公表された。

②アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）

アフリカ開発会議（TICAD）6における廃棄物セミナー（平成28年）での議論を踏まえ、環境省、国際協力機構（JICA）、UNEP、国際連合人間居住計画（UN-HABITAT）及び横浜市のイニシアティブにより、平成29年4月にアフリカ24か国や国際機関から150名以上がマプト（モザンビーク）に集まり、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」が設立された。令和7年7月時点で、メンバーはアフリカ47か国、218都市に拡大。本プラットフォームは、都市の廃棄物に関する知見・経験の共有や、アフリカやその他の地域における中央政府、地方自治体、研究機関、民間部門などのネットワーキングの促進を行い、廃棄物管理への投資を促し、アフリカ各国における廃棄物管理の政策優先順位を上げることで、SDGsの目標年である2030年に「きれいな街と健康な暮らし」をアフリカで実現させることを目指している。

平成30年6月には、ラバト（モロッコ）で第1回ACCP全体会合を開催し、アフリカの32か国、38都市等から合計250名以上の参加を得て、モロッコにおける廃棄物管理、SDGsの達成に向けたデータ収集や官民連携、アフリカにおけるファイナンス等について議論を行った。

令和元年8月には、TICAD7の公式サイドイベントとして第2回ACCP全体会合を横浜で開催し、アフリカ38か国の参加を含む約400名が参加した。本会合では、「レジリエントな都市の実現に向けた持続可能な廃棄物管理」をテーマに、アフリカ諸国が直面する廃棄物管理の課題に関する発表・意見交換や、アフリカ各国からの参加者にアフリカでの事業展開に関心を有する日本

企業を紹介するセッション等を行うと共に、ハイレベルセッションで表明された取組等を踏まえて、本会合の成果文書として ACCP の今後の活動の方向性を示す「ACCP 横浜行動指針」が採択され、TICAD7 にインプットされた。同指針に基づき、令和 3 年からは、UN-HABITAT が ACCP 事務局を担い、環境省にてその活動を支援している。

令和 4 年 7 月に、第 3 回 ACCP 全体会合を完全オンラインで開催し、アフリカ 48 か国、延べ 566 名が参加した。第 2 回 ACCP 全体会合で採択した「横浜行動指針」の更なる推進に加え、脱炭素移行に向けた、最終処分場の適正管理「福岡方式」（廃棄物処分場の準好気性埋立方式）の普及、またプラスチック廃棄物・医療系廃棄物・電気電子機器廃棄物の削減、適正処理や資源循環の推進を含む、TICAD 9 までの今後 3 年間の活動方向性を示す「チュニス行動指針」を採択した。本結果は、同年 8 月に行われた TICAD 8 にインプットされた。

今後は、本年 8 月に横浜で開催される TICAD 9 に向け、第 4 回 ACCP 全体会合の開催を予定しており、今後 3 年間の活動方針を示す、新横浜行動指針を発表する予定。これに合わせ、アフリカ向け廃棄物管理インフラ事業形成促進ファンドの設立イベントを実施し、アフリカにおける公衆衛生の改善に取り組んでいく。

（３）循環産業の国際展開と廃棄物・リサイクル分野における国際協力

①廃棄物・リサイクル分野のインフラ輸出戦略

途上国では経済成長や人口増加に伴い廃棄物の発生量が急増する一方、適正処理が追い付いていないことから、環境汚染等が深刻化している。我が国は優れた廃棄物管理の制度及び廃棄物管理・リサイクル技術等を有しており、優れたインフラを早期に導入・普及することで途上国の環境汚染・健康被害の低減・解決に貢献している。

内閣官房長官を議長とした経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」（平成 29 年度改訂版）では、従来からの気候変動の緩和分野に加え、廃棄物分野が位置づけられた。これを踏まえ同年 7 月に環境省において「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定した。

この戦略においては、廃棄物・リサイクル分野における分野別アクションとして、日本事業者による実現可能性調査（FS）支援及びモデル事業、二国間合同委員会を通じた、質の高い技術の導入の環境整備やファイナンスモデルの開発・適用、住民理解形成や廃棄物処理・リサイクル施設の計画・入札・設計・運営に至るまでの研修等を進めることとしている。

さらに平成 30 年 6 月には「インフラシステム輸出戦略（平成 29 年度改訂版）」に基づき、環境分野及びリサイクル分野の海外展開戦略を策定するとともに、同日には「インフラシステム輸出戦略（平成 30 年度改訂版）」も決定された。更に令和 2 年 12 月には、新型コロナウイルスの感染拡大や、今後の世界全体でデジタル化や脱炭素化が加速することを踏まえ、従来とは異なるインフラニーズに対応することを目的とした「インフラシステム海外展開戦略 2025」が決定された。

これらの戦略の一環として、民間企業の更なる海外展開を後押しするべく、環境インフラの海外展開に積極的に取り組む民間企業や各関係者の活動を支援する「環境インフラ海外展開プラットフォーム(JPRSI)」が令和 2 年に設立された。

令和 3 年 6 月には二国間クレジット制度（JCM）を通じて、廃棄物発電施設を含む環境インフラの海外展開を促進するため「脱炭素インフライニシアティブ」が策定され、令和 12 年度までに官民連携で GHG 排出削減量累計 1 億トン程度（事業規模最大 1 兆円程度）を目指すことが盛り込まれている。

令和 5 年 3 月、岸田内閣総理大臣は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の新たなプランを発表し、ASEAN 等の途上国に対して、廃棄物管理インフラ及び循環経済移行への協力を進めていくことが盛り込まれた。

令和 6 年 12 月、「インフラシステム海外展開戦略 2030」が策定され、ASEAN 諸国等に日本の優れた廃棄物管理やリサイクルに関する制度や技術等を展開し、電子スクラップ（E-scrap）等の適正な回収を支援しつつ、我が国で高度に再資源化する体制の構築を目指すことが盛り込まれた。また、国内外の資源循環ネットワーク拠点の構築を推進し、2030 年までに E-scrap のリサイクルの処理量約 50 万トン（2020 年比 5 割増）を目指して、拠点や関連設備の整備を支援することが盛り込まれた。

今後、こうした戦略等を基に、我が国の質の高いインフラの海外展開を進め、途上国の環境改善促進に貢献していく。

② 廃棄物・リサイクル分野における国際協力

環境省では、インフラ輸出戦略等を踏まえ、我が国の循環産業の海外展開支援のため、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、制度・技術・人材育成等をパッケージで支援している。現在はインドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア等との間で、政策対話や廃棄物管理合同委員会、ワークショップ等を毎年実施している。

環境省が実施する訪日研修としては、我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修に、アジア、アフリカ諸国等世界各国より、平成 23 年度から令和 6 年度にかけて合計延べ 940 名が参加した。

また、アジア地域の途上国においては、環境省ハイレベルによる政策協議に加え、展示会、ビジネスマッチング及びセミナーといった一連のイベントを一体的に開催する「ジャパン環境ウィーク」を実施し、環境インフラのトップセールスを通じて、両国の環境分野のビジネスチャンスの効率的かつ効果的な創出を図っている。これまで、ミャンマー（平成30年1月）、ベトナム（平成31年1月）、タイ（令和2年1月）、インドネシア（令和3年）、フィリピン（令和4年3月）及びインド（令和5年1月）で開催したほか、令和5年のASEAN友好協力50周年を契機に、ASEAN諸国との協力強化を目的とした「日ASEAN50周年記念環境ウィーク」をラオス（令和5年8月）で開催した。また、令和7年1月には、第2回日本・フィリピン環境ウィークを開催した。これまで、福島市、横浜市、川崎市、富山市、大阪市、北九州市、福岡市等による、都市間連携など各都市の取組が紹介された。

さらに環境省では、廃棄物・リサイクル分野の国際協力として、JICAによる開発途上国への専門家派遣、開発途上国からの研修員の受入れ、JICAの実施する調査等についても必要な協力を行っている。

アジア・アフリカをはじめとした開発途上国においては、我が国の地方公共団体が有する、廃棄物処理計画等の計画策定や住民の合意形成等に関する経験やノウハウの共有が強く求められている。また、我が国循環産業の海外展開支援のためには、国家間の協力、事業者による努力だけでなく、地方公共団体の取組の共有及び相手国との地方公共団体間連携を図っていくなど、様々なセクターで統合的に取り組むことが非常に有効である。このため、環境省は、令和元年に廃棄物管理分野に関する地方公共団体による国際協力推進ネットワークの検討を開始した。令和4年度は、会員向けに国際協力に資するコンテンツを提供するWebサイトを立ち上げるとともに、地方公共団体間の意見交換会、職員向けの国際協力研修を実施した。国際推進ネットワークへの参加は随時受け付けており、今後とも各自治体の御参加・御協力をお願いしたい。

（４）循環経済の国際ルール形成

資源循環に関する情報開示は、製品・サービスの競争力、企業の資金調達力等に直結するものの、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）やTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）のように国際的に確立されたルールが存在していない。現在提案されている企業の循環性に関する指標や評価、開示の枠組みとしてグローバルな民間企業団体であるWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が開発するCTI（循環性移行指標）や、CTIをベースとしたISO59020、またEUのCSRD（企業の持続可能性報告指令）による循環性も含めた情報開示の義務化の動きなどが挙げられる。しかし、これら

の指標の定義や、計算方法などは統一されておらず、企業にとっては対応コストの増加が懸念されている。また、EUを中心に、ELV（廃自動車）規則案やバッテリー規則など、循環性に関する規制が先行しており、再生材利用率などの単一指標で評価される傾向にあり、日本企業に不利なルールが乱立する懸念がある。そのため、日本企業に強みがある耐久性や省資源性などの循環経済の取組が適正に評価される指標や情報開示スキームを開発し、それらを日本が主導的に国際標準化していくことが重要である。

そのような中、環境省では、内閣府の **BRIDGE** 事業の下で「バリューチェーンの循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化事業」を実施している。その中で、「企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」と「国際標準化戦略及びバリューチェーンの循環性指標等の開発に係る検討会」の2つの検討会を立ち上げた。「企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」では **WBCSD** が 2025 年 11 月に公表予定の **GCP**（グローバル循環プロトコル）第1版の開発に向けた論点整理を行うべく、有識者、金融機関、**WBCSD** に参画している日本の製造業企業に議論いただいている。「国際標準化戦略及びバリューチェーンの循環性指標等の開発に係る検討会」では、自動車、電機、鉄などの各バリューチェーンにおける循環性指標の開発を並行して行い、業界ごとの国際標準化戦略も検討することで、日本企業の製品・サービスの国際競争力の維持・強化に繋げていく。

3. 大阪湾フェニックス計画について

都府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処理場計画（フェニックス計画）を国土交通省と共同で推進している。

近畿圏においては、2府4県にまたがる「大阪湾フェニックス計画」が推進されており、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）において、平成元年度から広域処理対象区域（現在 169 市町村を指定）内で排出される廃棄物の最終処分を行っている。近畿2府4県において発生する一般廃棄物の最終処分量の約6割、産業廃棄物の最終処分量の約3割を受け入れ、近畿圏における廃棄物の安定的な処分のため重要な機能を果たしている。

令和5年度末には、現在稼働している4つの処分場の計画容量の約8割を超え、新たな埋立処分場の確保が課題となるなか、フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業実施に向け検討を進めている。

災害廃棄物の受入れについては、平成7年の阪神・淡路大震災による災害廃棄物約280万トン、平成16年の台風23号による災害廃棄物を兵庫県下4市町から約2,400トン、平成25年の淡路島地震による災害廃棄物約2万6,000トンを受け入れており、災害復興にも大きく貢献している。今後、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合の広域的な廃棄物処理体制について検討を進めていく中で、災害廃棄物の処分場等の確保という観点も踏まえ、海面処分場の役割に対する社会的要請を考慮する必要がある、令和元年度から大阪湾圏域における大規模災害に備えた廃棄物処理業務継続のための計画、減災対策、連携協力体制等の基本条件の検討を行っている。

今後も引き続き、廃棄物の圏域外への広域移動を抑制しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化を図るなどにより可能な限り処分場の延命化に努める必要があるため、関係府県におかれては管下市町村等関係機関に対する積極的な指導及び本事業への協力をお願いする。